

○厚生労働省令第四十八号
 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第十条第一項及び第二十九条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年三月二十七日
 身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令
 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）</p> <p>第八条 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第八条第一項において同じ。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>第八条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示するときに限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事項</p> <p>イ 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地、先に交付を受けた身体障害者手帳の交付番号及び当該身体障害者との続柄</p> <p>ロ 当該申請に係る身体障害者の個人番号</p> <p>ハ 申請の理由</p> <p>二 当該申請に係る身体障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる書類（身体障害者手帳を除く。）</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該申請に係る身体障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもの</p>	<p>（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）</p> <p>第六条 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>第八条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、申請書に、事由を記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。</p>

ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第一条第三号イに掲げる書類（健康保険日雇特例被保険者手帳にあつては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるもの）に限り、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証にあつては被扶養者証を含む。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもののうち二以上の書類

2

(大都市の特例)

第二十一条 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

別表第三号	都道府県知事	指定都市の市長
第七条第二項	(略)	(略)
第八条第一項第二号ロ及びハ並びに第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(中核市の特例)

第二十一条 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

別表第三号	都道府県知事	中核市の市長
第七条第二項	(略)	(略)
第八条第一項第二号ロ及びハ並びに第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2

(大都市の特例)

第二十一条 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

別表第三号	都道府県知事	指定都市の市長
第七条第二項	(略)	(略)
第八条第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(中核市の特例)

第二十一条 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

別表第三号	都道府県知事	中核市の市長
第七条第二項	(略)	(略)
第八条第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(新設)

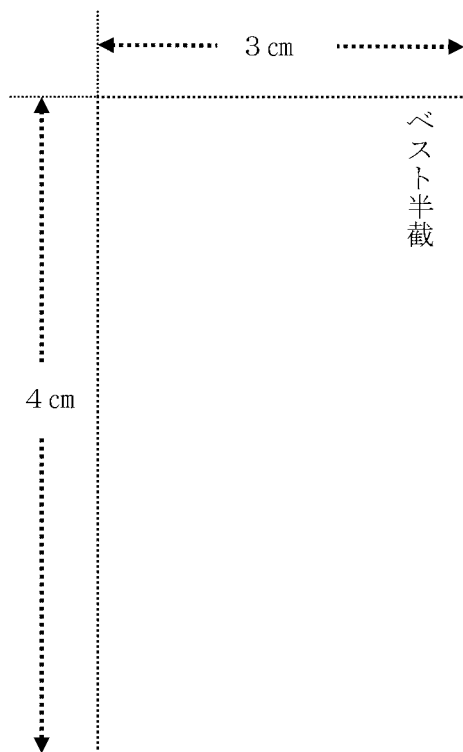
(新設)

(新設)

別表第三号を次のように改める。

別表第三号(第二条関係)

写真の規格



(備考)

- 一 写真は脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、都道府県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)であること。
- 二 身体障害者手帳申請の時から一年以内に撮ったものであること。ただし、特別の事情があるときであつて、その写真によつて本人を認識する上に支障が無いときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にある旧規格による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。